

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和3年8月20日（金） 13時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 県立学校における夏季休業明けの対応について
- ・ 人権学習指導資料その3「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」を作成しました
- ・ 児童の走力向上に向けた授業用動画を作成しました！

質疑事項

- ・ パラリンピックの学校連携観戦プログラムについて
- ・ 訴訟事件の処理について

発表項目

○県立学校における夏季休業明けの対応について

本日は発表事項を2点用意しております。その前に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、県立学校の夏季休業明けの対応についてご説明させていただきます。皆さんお手元の方に資料がなくて申し訳ないんですけども、追って県立学校長あてに文書を出す予定ですので、それをもう少し今作成中ですので、資料提供を別途追ってさせていただきます。

内容の概要ですけれども、現在県内各地域で、感染力の強い変異株によります感染者の急増、その中でも詳しい感染経路が分かっていない感染者も増えているという状況でございます。公立学校についても、公立学校の児童生徒、教職員について、8月に入って既に感染された方が300件を超えるというような状況になっております。こうしたことから、県立学校での夏季休業明けの学習活動について、分散登校とそれからオンラインやプリントの課題などによる自宅での学習、これを組み合わせた対応を行うことといたします。期日は来週の8月23日からまん延防止等重点措置期間の9月12日までということです。県立高校の中で1番早い夏季休業明けの授業が始まるのが、8月23日です。全日制が1校、定時制が2校、合わせて3校が始まります。そこから適用して、9月12日までということです。それでこの時期、9月16日から、就職に係る選考が開始するというでもありますので、こうした就職指導とか、それから資格取得のための実習とかっていうのも、学校によってはありますので、こういった部分について、分散登校だけでは実施が難しいものがあると思いますので、これについては別途対応いたします。あと特別支援学校については、児童生徒さんの居場所ということで、その部分も十分留意して対応したいというふうに思っております。部活動につきましては、原則中止ということです。冒頭申し上げましたけれども、追って、

県立学校長あて、あるいは市町教育委員会あての文書を資料提供させていただきます。まず、この件については以上です。

発表項目に関する質疑

○県立学校における夏季休業明けの対応について

(質) 分散登校というのは、登校する日にちをずらすんですか。

(答) そうですね、各学校の規模とか地域によりますので、これからそれぞれの地域、今も考えてますけれども、対応しているんですけれども、例えば学年によって曜日を分けるであったり、そこに場合によっては、通学時間も時差を加えるとか、そういうことを考えております。それで、県立高校につきましては昼食をはさまない形での分散登校学習というのを考えております。午前・午後どちらかという形で。

(質) ちゅうしょくとは。

(答) 昼ごはんです。高校につきましては昼食をはさまない半日単位を基本とさせていただきます。特別支援学校につきましては、1日単位を基本といたします。特別支援学校について、例えば、分散登校の学年とか、小学部中学部の状況で、その日は登校の日じゃないと、もしなった時に、その児童生徒さんが、家庭でなかなか見ていただくのが難しい場合は、学校の方に来ていただいて、責任を持って対応させていただくということについては個別に対応させていただきます。

(質) 先ほど8月に入り、感染したケースが300件を超えるというのは、生徒、職員。

(答) 児童生徒、教職員。公立の。

(質) 児童、小学校から高校まで。

(答) 公立の小学校、中学校、高校、特別支援学校の児童生徒、教職員の感染者数です。

(質) 300人超えてるっていうのはいつからいつまでっていうふうに言えたりしますか。

(答) そうですね、8月1日から。

(質) 8月に入ってから。

(答) そうです、8月に入ってからです。

(質) 部活動の中止というのもこれは9月12日までということ考えてよろしいのでしょうか。

(答) そうです。

(質) 8月23日から9月12日の間で。

(答) そうです。

(質) 国体に例えば参加する学校とかはどうなるんですか。

(答) まず文書でもちゃんとお示ししますが、公式大会というのが、国体に限らず予定されているところがありますので、その公式大会の2週間前の期間は、部活動への参加者、それから活動日を十分検討して、自分の学校内での活動として行うことができるということにいたします。

(質) 対外試合とかはダメで、校内だけで練習をする分には、その2週間前からだったらいいということですか。

(答) そうです。公式大会の2週間前から、おっしゃるとおりです。

(質) 今回は全県立学校になるんですか。対象が。

(答) そうですね。

(質) 校数ってどうなるんですか。

(答) 高校が、分校という形も入れて57です。それから特別支援学校がこれも分校を入れて、18です。

(質) 小中も入ってくるってことですよね。

(答) 小学校中学校については、これまでもそうだったんですけども、昨年度休業したときもそうだったんですけども、我々県立学校の対応を文書で作って、そのことを参考にきちっとお知らせをさせていただいて、それぞれの市町教育委員会で決定いただくということです。

(質) それは同じような対応をしてくださいということなんですか。

(答) それはご判断いただいて、県立学校の場合は、特に高校なんかは広域での通学とか、それから部活動の内容とか、時間帯、通学に公共交通機関、電車を使うとかってということもありますので、我々いろんなそういうことを勘案して、今までいろんな検討もしてきたんですけども、こういう対応をさせていただくんですけども、そのこともきちんとお伝えして、公立小中学校については、それぞれの市町教育委員会のほうで、適切にご検討ご判断いただきたいというふうに思っております。

(質) 今回のこれは、8月に入ってから感染者数が多いのもあると思うんですけども、県内にまん延防止等重点措置が適用されることを受けての対応だと言っているんですか。

(答) そうですね、まん延防止等の措置は、もう少し前に決定されていたわけですけども、それに加えてこの数日の、感染者が急増していると、その中に児童生徒もやっぱり感染が多くあると。その内容を見ますと、県内各地域に及んでいるということと、それから家庭内の感染という形が、8月の初めぐらいは多かったわけですけども、それも教員なんですけど、最近、詳しい感染経路が分からない感染者が増えているということもあって、今回こういうふうな対応をとらせていただきます。

(質) 細かいんですけども、8月に入ってから300件超というのは、子どもと大人とどうか職員を分けると。

(答) 多くは本当に子どもです。すみませんちょっと待ってください。大人はたぶん10数人だと思うんですけども、教職員は、300人ぐらいが小学校、中学校、県立学校の児童生徒です。

(質) 児童生徒約300人が8月に入ってから感染を確認されているという理解でよろしいでしょうか。

(答) そうです。

(質) ちなみに 300 件超えるというのは、具合的な数字っていうのはわかるんですか。300 何人とか。

(答) 今、整理中のところもありますので。

(質) まん延防止等重点措置がもし延長になった場合は、またこれは継続して対応されるような感じですか。

(答) そうですね、延長になるということは感染状況というのも見ての延長になると思うんですけども、我々もそこらへんを、子どもたちの感染状況であるとか、今回こういう形で対応していくことによって、学校なり子どもたちの今申し上げた感染状況がどんなふうになるかっていうことも含めて見て、しっかりそのようなことがあれば検討したいというふうに思います。

(質) 分散登校というのは基本的に学年ごとに分けたり、もしくはクラスごとに分けたり、いろいろなやり方があるってことなんですね。

(答) そうですね、それは学校の規模とか、学科の配置もありますので、それはそれぞれの学校に一番適切なやり方で生徒の学びというのがその中でも充実したものになるような形でやっていくということになります。

(質) 基本的な考え方なんですけれども、高校とか特別支援学校は県教委の管轄で、小中の方は各自治体の教育委員会と異なると思いますけど、県教委としては、県教委は県立学校に対してこういう方針をする、知らせをする、方針になるっていうことを通知するっていうことだけなのか、要請するっていう形になるのか、どのような形ですか。

(答) 要請まではいかないんですけれども、その文書で出すだけじゃなくて、きちっと今まで申し上げたような考え方とか、背景も含めてお伝えをして、市町教育委員会の方で検討いただいて適切にご判断いただくということになります。

(質) 県教委のこの方針を知らせて、参考としてほしいと。

(答) そうです。

(質) 分散登校についてなんですけど、もちろん感染リスクを減らすということだと思うんですが、要は例えば登校者の何割減らすとか、そういう目安的なものっていうのは各校に示されたりするんでしょうか。

(答) 学校の規模であつたり、学科の配置とか、学校によって違いますので、一律何割とかいう形では考えてないんですけれども、分散登校ですので、少なくとも当然一つの学年でいったら、一つの学年なりは登校しないという状況があると思いますし、そのあたりは、これから学校の実情とかそういうことも聞かせてもらいながら、担当課の方で、しっかり学校と調整したいと思っております。

(質) 学校行事の関係、この期間にあるかどうかはわからないんですけれども、この対応はどうされるんでしょうか。

(答) そうですね。修学旅行とか遠足については、延期とします。もうすでに高校の部分について、12 日までの部分についていくつか予定されてたんですけども、延期している

ところもあるんですけども、延期としました。それから、運動会、体育祭も延期というふうにします。あと、例えば講演会とか、外部から人を招いて行うような学習活動についても延期という形をとらせていただきます。

(質) それは通常授業以外はしないっていうくらいの感じですか。

(答)、通常授業と、それから例えば就職でしたら面接指導とか、そういうことがありますので、それはその学校の置かれている課題ですとか子どもの状況ですとか、そういうことに応じて、リスクの伴う活動というのは避けながらやっていくこととなります。あと、加えて23日からということなんですけれども、オンラインということのをこれまでもやってきているんですけども、学校の体制がもし十分整わない中でということではできませんので、そういうふうな状況があれば、予定していた今の教育計画というのはもちろんありますので、変更が直ちに困難な場合は、我々と協議して、どういうふうにするかというのをやってまいります。

(質) オンラインのところなんですけれども、たとえばその各家庭でそれぞれネット環境だったりとか、デバイスも全然変わってくると思うんですけども、そういった対応も難しい生徒さんはどうされるんですか。

(答) 昨年度4月というか5月に休業した時にも同じようことをさせていただいたんですけども、今、貸与用のパソコンというのも一定数ございます。そういったものも生徒の今おっしゃっていただいたデバイスなり環境を聞きながら、貸与させていただくとか、その生徒の状況に応じてできるかぎり対応させていただきます。

(質) 昨年度ってどれぐらいの貸与例がありましたか。そのパソコンの昨年度の貸与例ってどれぐらいありましたか。需要がどれぐらいあったのかというところなんですけれど。

(答 高校教育課長) 昨年度オンラインの授業を始めて、1週間ほどでまた再開をさせていただいたという経緯がありますので、実際に貸与させていただいたのは、一桁台というかそのような形で聞いております。

(質) 基本的に分散登校と自宅学習はもう半々ぐらいの日数でやっていただくこととなりますかね。

(答) そこも、学校の状況も違いますので、さっき申し上げたような就職に今から特化していくようなところは、やっぱりそういうふうな指導が中心になりますので、学校によってそういうところもあるでしょうし。

(質) 今回は休業はしないんですか。

(答) そうですね。現時点で一斉休業ということは、今の状況では考えておりません。

(質) 細かいですけど、通知は本日付けで大丈夫ですか。

(答) はい、そうです。本日出します。

(質) 各学校と、あと市町の教育委員会を通じて。

(答) はい、そうです。今はないんですけども、追ってちょっと今日中に資料提供させていただきます。

(質) すみません、今の時事さんの質問と重なるところはあるんですけども、登校の例としてはお昼休みをはさまない分散登校で午前・午後とおっしゃったと思うんですけども、例えば午前に登校された生徒さんは午後はもう帰宅されるという感じですか。

(答 高校教育課長) 基本的にはそのように考えています。

(質) だからあと自宅に帰ったらさっきおっしゃられたプリントだったり、オンラインだったり各学校の判断で学習させる。

(答) そうですね。午前と申しましたけど、ひょっとしたらまあ1時くらいまであるかもわかりませんし、その開始時間を少し遅らせるっていう学校もこれから検討で出てくるかもわかりません。

(質) 県教委が一律この時間帯からこの時間帯で登下校をしろとかって指示を出すわけではないってことなんですね。あくまでも昼食をはさまないかたちでのっていうふうな。

(答) そうです。そこを基本として学校の実情に応じてやっていくということです。

(質) すみません、これちょっと各市町の教育委員会になると思うんですけども、県教委としてこういう対応をするというのと、さっき休校の話もありましたけど、感染状況に応じては各市町の教育委員会さんで一斉休校という判断をされるようなところがあっても不思議ではないのかなと思うんですけども、そのような話というのは。

(答) 学校そのものを休校にするというところまで今の時点でちょっと私としてはまだ確認していません。

(質) 学校そのものをとは。

(答) 学校そのものというか休校を。すみません、特にあれはないんですけども。

(質) すみません、岐阜県とかだと原則オンラインでというような対応を取っているみたいなんですけど、今回原則全部オンラインにしなかった理由というのは。

(答) この休業明けということで、我々としてはできる限りリスクを減らしたいということがあるんですけども、今の子どもたちへの学習という時に、分散登校の割合がどれくらいになるかというのはいろいろあるんですけども、一定の部分はさっき申し上げたような就職の面接指導であるとか、9月でいろいろな進路の確保であったり、そのための指導であったり、それから実習とかもありますので、そういった部分について、県立学校についてやっぱり一定程度ありますので、現状としてはそこは分散登校という形で対応しながら、オンラインあるいはプリント学習と組み合わせるということを考えています。

(質) 今の質問とも絡んで、原則は分散登校という形。

(答) そうですね、分散登校とオンラインやプリント課題の自宅の学習の組み合わせということで。分散登校のときに、たとえば登校の曜日じゃない生徒が学校から何らかのケアもないということではなくて、場合によってはプリント学習かもわかりませんし、オンラインでオンデマンド的なものを見ながら勉強するということもあるかもわかりませんけれども、そこを組み合わせてやっていきます。

(質) そもそもなんですか、2学期っていつからなんですか。

(答) 一番早い高校では8月23日の月曜日に始まるのが、全日制が1校、定時制が2校あります。24日が全日制が4校あります。25日が全日制が2校、定時制が1校、26日木曜日ですけれども、ここは全日制が6校、27日金曜日に全日制が5校あって、週明けで8月30日には合わせて19校あったり、8月31日に3校あって、最後に9月1日に22校という形です。これは校数は定時制も含めて1校と数えていますので、さっき申し上げた57校よりは多いんですけれども。あとそれから、特別支援学校につきましては、2校が8月30日始まりで、あとの16校は9月1日からです。

(質) 9月1日までに全部明けると。

(答) そうですね。そういうことです。一番遅くて9月1日です。

(質) 最も早く2学期が始まる、最も早く2校で2学期が始まる8月23日からこの対応をするということですね。

(答) そうです。

(質) あと、これを決めたのは教育委員会が決めて、校長にはこうしてくださいと伝えるということですか。

(答) そうです。

(質) 市町のやつがちょっと位置づけがもう1回聞きたいんですけれども、市町への通知はどのような扱いですか。県はこうしますよっていう。

(答) はい、参考にしてくださいと。

(質) 参考にしてください。やってくださいという意味ではないんですか。

(答) そうですね。

(質) 市町の関係なんですか、小中学校で今回の高校のように分散登校とかオンライン学習をやりますというふうに、もうすでに言っているところとかってありますか。まん延防止等重点措置の区域のところやるとかっていうふうな。

(答) すみません、ちょっと私今のところそこまで、どこがやるっていうところまで把握しておりません。

(質) ちなみにですが、始業式はやらないんですか。

(答) 2学期って今おっしゃいましたけれど、1年通じて2学期制の学校も、さっき言ったようにありまして、この始まりが2学期の始まりじゃなくて1学期のまだ途中というところもあって、そういうところはもう始業式がございません。2学期ということであれば始業式のあるところもあるんですけれども、最近多くは体育館に集まってということではなくて、放送なり、今大型のスクリーンがありますので、それに映像を映したりして教室内で生徒は聞いていると。

(質) 2学期が始まると言っちゃうとあれなんですか。「長期休みが明ける」はいいですか。

(答) そうですね、長期休業明けということですか。

発表項目

○人権学習指導資料その3「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」を作成しました

発表事項の1点目で、人権学習指導資料その3を作りました。「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」というものです。新型コロナウイルスのワクチンの接種で、感染予防、重症化リスクの低減というのが当然期待される一方、接種の強制でありますとか、接種していない、あるいはできない人への差別的な扱いが生じないか懸念もされるところです。こうしたことから、県教育委員会では、これから12歳以上の児童生徒への接種の機会も拡充されていくということも踏まえて、ワクチンを接種する・しないにかかわらず、そういった万一の誹謗中傷やいじめにつながるような言動が行われずに、みんなが安心して学校生活を過ごせるように、児童生徒がワクチン接種の理解を深めるための学習指導資料を作成したものです。

これは小学校高学年、中学校、高等学校、特別支援学校の小学部の高学年、中学部、高等部での学習を想定して作りました。ワクチンを接種する・しないという一人ひとりの選択を尊重すること、あるいは接種できない人の存在を認識すること、無意識のうちに同調圧力になる発言をしてしまう可能性などをテーマに、短時間でも学習できる内容の展開例としております。少しだけ見ていただきますと、3ページ、一番上の展開例①というのは、「一人ひとりの選択が尊重されるために」ということで、ねらいとしては「ワクチンを接種する・しないに関する選択は尊重されなければならないことを確認する」「接種に関して、まわりの人の言動が一人ひとりの選択に影響を与える可能性があることに気づく」ということをねらいとして、学習の展開例としては1で、「接種についてどんな思いや考えがあるんだろう」と。接種したい人、迷っている人、接種したくない人という区分で、想像して、児童生徒が意見を出し合う。その上で、2点目で「思っていたことと反対の行動を取った人がいます。その理由を想像して、意見を出し合しましょう」ということで、例えば接種したいと思っていた人が接種しなかった理由、接種したくないと思っていた人が接種した理由があるんじゃないかと。この項の最後は、「接種について、一人ひとりの選択が尊重されるために、自分たちが気をつけることやできることを意見として出し合おう」というものです。4ページは展開例②「誰もが安心して過ごすために」ということで、「接種する・しないに関わらず、みんなが安心して過ごすことができる関わり方、態度について考える」「接種できない人の思いを想像し、不安等を受け止めようとする意識を持つ」ということで、展開例としては、「クラスの中で多くの人がワクチンを接種し、接種していない人が減ってきた」という状況で、「医師からワクチンを止められて接種できない、あるいはしないAさんがいて、そのAさんはどんなことを思うんでしょう」、ということ、みんなの意見を出し合って交流すると。その上で、2点目で、「誰もが安心して過ごすことができるクラスであるために、自分ができること、気をつけることを書き出して、児童生徒間で意見交流をする」としてあります。3点目が、5ページですけれども、「気になる言動をとめるために」と。「接種を推奨

する言動が同調圧力につながる可能性があることに気づく」「不適切な言動の問題点を指摘し合ったり、制止したりする方法などを考える」ということで、例えば部活動後の会話で、Aさんが「感染してみんなに迷惑をかけたくないからワクチンを打ってきた。副作用もなかったし、みんなも打つといいよ」と。Bさんは、「ぼくももう打ったよ。打っていない人が感染したせいで、大会に出場できなくなったらいやだなあ。打っていない人はできるだけ外出しないでほしいなあ」という会話で、その周りには他の部員もいるという設定で、(1)番で「二人の会話で気になるところに線を引き、出し合いましょう」と。「あなたが二人の話を聞いていたら、どんなことを言いますか」ということと、最後に「学習して気づいたことや考えたことを出し合いましょう」という三つの展開例を作っております。6ページには学習の子どもたちの補助資料ということで、接種を受ける際の同意というものを厚生労働省の資料から抜粋しております。教職員用の資料としては、「ワクチンを接種できない人・接種に注意が必要な人」というのは、こういう類型があるということを整理しています。こうした学習指導資料を作って、県内のすべての小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に配布をいたします。ちなみに、その1というのは今年の5月に作って、その2というのは今年の9月に作りました。その1は今年の5月ということで、臨時休業が明けて学校に子どもたちが久しぶりに登校するという時期で、すみません、資料がないんですけども、「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」というものを作りました。その2は、実際に子どもたちの感染が少し出てきた時期ですので、「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」というものを作っています。今回はその3ということになります。

○児童の走力向上に向けた授業用動画を作成しました！

2点目ですけれども、児童の走力向上に向けた授業用動画を作成しました。昨年度、全国の体力調査が中止になりましたので、県独自で小学校1年生から6年生を対象に体力・運動能力調査を実施して、具体的には50m走をしたんですけども、その結果、走力の低下が経年と比べて見られました。今回、今年度から一人一台学習端末が整備された状況を生かして、体育の授業で活用する動画を作成して、児童の走力向上につなげていきたいということです。

動画としては2本ございまして、「前もって見ておこう」というのは1分30秒ほど、後でちょっと見てもらいますけれども、これは小学校の体育では全4時間で「走ること」の授業をやるんですけども、その冒頭で児童がこれを見ることで授業の見通しを持てるというものです。小1から小3が活用することを想定していますので、走っているスピードを可視化するために、児童のズボンの後ろにビニール紐をつけて、しっぽのように見立てて工夫をしています。「浮いているからスピードに乗った走り方になって良いね」ということを、お互いに確認し合うことができます。

2つ目が「速く走るコツ」ということで、5分ほどあるんですが、実際に児童が走ってい

の様子から、良い走り方と課題のある走り方を見比べて、自分の課題に合わせて見直すことができるものです。課題のある走り方、次にスピードに乗りやすい走り方の順で動画を作っていますので、教員が例えば教室の大型スクリーンで見せて、どうすれば速く走ることができるか、動画を止めて話し合い活動するといったことも考えております。もう少し進むと、走っている姿を仲間と互いに学習端末で撮影し合って、自分の走り方と良い走り方の動画を見比べることもできます。

こうしたことで、自分の課題に合った、動画を見たいタイミングで繰り返し確認することができるということと、教員はビデオで手本にすることができるということと、準備時間を短縮することができますので、児童が活動する時間を確保できます。

今後は、来週 23 日から 26 日にかけて、県内すべての小学校の担当教員が参加する研修会、これはオンラインですけれども、実施いたします。動画を紹介して、教員は研修後に自分がこの動画を使って授業をするイメージで授業計画を策定いたします。我々は市町教育委員会を通じて動画のデータを学校に配布して、授業できるようにします。県内 15 校のモデル校がありますので、50m走の事前の記録をモデル校の児童は測って、動画を活用して授業をした後、その効果を検証するために、その授業後の 50m走の記録を測って、この効果を検証したいと思っています。4年生から6年生の動画は作成中です。

では、ちょっと見てください。

～児童の走力向上に向けた授業用動画放映～

(保健体育課) まず初めに、先ほどの(1)番の「前もって見ておこう」の動画を流します。

こちらは見ていただいたとおり、全4時間の授業を短く1分程度にまとめたものです。これから先、子どもたちが4時間の授業でどんな活動をするのかを事前に見ておくことで、「これからの授業はこういうことをするんだな」と見通しが持てるような動画となっています。

続きまして、(2)番の方になるんですけど、「速く走るコツ」についてです。こちら2種類ありまして、先ほど説明しました、間に少し間隔をとって、良くない走り方と良い走り方を見比べられるような作りとなっています。スタートの時に後ろに体重がかかってスタートすると、なかなかスピードに乗りにくいというような動画になります。ここで「考えよう」という部分も入っているので、一旦止めまして、子どもたち同士で話し合って、「じゃあどんなスタートの仕方をすれば、スピードに早く乗ることができるだろう」というような話し合い活動などをして、自分たちの考えを伝え合います。

こちらが、前に屈んでスタートする、前体重でスタートすると明らかにスピードに乗っている状態で、しっぽが浮いている状態っていうのをキープし続けられます。こういった内容が、この後いくつかのポイントポイントで、良くない走り方と良い走り方っていうものが繰り返し出てきます。例えば、腕を振っていないからスピードが出ないとか、こちらはジグザグ

コースですが、カーブとか曲がる動きをするときに、体を傾けて走ればスピードが落ちずに走ることができるなど、この動画で見てわかるような内容になっています。

○児童の走力向上に向けた授業用動画を作成しました！

(質) 走力向上の動画なんですけれど、そもそも走力の低下の理由としては何が挙げられるんですか。

(答) やはり昨年度、学習活動がコロナの影響もあって、例年に比べると少し制約があったという部分もあるのかなと思っています。

(答 保健体育課) もともと活動が自粛になったりとか、体育の授業についても子ども同士が密になるようなものは避けた授業計画を昨年度立てて実施して学校が再開されました。ですので、通常に比べて運動量が少なかったということは明らかではあります。それと、もともとスポーツ庁の方も体力が低下する傾向はあるだろうと想定してまして、その中で特に三重県は昔からですけれども、走力という部分が苦手種目となっていましたので、特に密を伴わずに実施できる走力について、昨年度調査をしたということです。

(質) 50m走ってのは全国の調査でも例年しているものなんですか。

(答 保健体育課) はい、そうです。毎年、小学校5年生と中学校2年生が「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」をしております、昔で言う体力テストですけれども、体力テストの中に50m走も一つの種目として、毎年実施しています。

(質) もともと低めだったものが、コロナで体育の制約があって低下したので、走力が落ちてきたんではないかということで、こちらの動画を作ったということですね。

(答) あと、特に小学校ということですので、小学校は学級担任制ですので、基本的には一人の教員が国語、算数から家庭、体育までやるということで、中学でしたら専門的な部分もあるんですけれども、そういったところも補いたいなと思ひまして。子どもたちが小さい時から走ることが少し速くなって、運動とか走ることが好きになって、体力向上にもつながればというような思いで作らせていただきました。

○人権学習指導資料その3「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」を作成しました

(質) 人権学習指導の方で、その1、その2ってコロナに関するものだったんでしょうか。

(答) すみません、資料がなくて。コロナに関するものです。その1っていうのが、「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」っていう題でこれも学習展開例を示してまして、これは作ったのが昨年度の5月ですので、例えば、咳をした友だちってということで、咳をして嫌に思ったとか、どういうふうな咳エチケットがあるとかっていうことがありましたので、そういうこととか、それを見てもやもやして、なんでもやもやすんだらうとかっていうのを作りました。それから、その2っていうのは、昨年の秋9月に作ってまして、その時は「考えよう！新型コロナウイルスに感染した時のこと」

ということで、これはその時に、児童生徒も少し感染も出てきたので、そういうのも作らせていただきました。

(質) ちなみに、これに係るものなんですけど、ネットパトロールの現状ってどうですか。そういったその事例とか。

(答 人権教育課長) ネットパトロールで具体的にこの子どもの、事例とかそういう発言等は、検知されていないと思います。学校に対して、「あそこの学校でコロナが出たらしいぞ」とか、そういうようなことだけで、今回のワクチンのことに関しても、そのような学齢期の児童生徒に対して、そういうような状況が発生しているってことは把握していません。

(質) リスクレベルも全部、一番下のところですかね。

(質) ちなみに、その3はいつ配るんですかね。

(答) 今日発表させていただいて来週の月曜日、8月23日の月曜日に、すべての学校にメールで、電子データで、配りたいというふうに考えています。

その他の項目に関する質疑

○パラリンピックの学校連携観戦プログラムについて

(質) 発表項目以外なんですけど、念のためなんですけど、パラリンピックの学校連携観戦プログラムって三重から行かれる予定ってありますか。

(答 保健体育課長) 聞いてないです。

○訴訟事件の処理について

(質) 教育委員会の事項書で、訴訟事件の処理っていう、これは、何の話なんですか。

(答) 訴えの提起がありまして。教育委員会の方に、国家賠償法に基づく損害賠償を求めるといふものです。

(質) どういう案件なんですかね。

(答) 昭和52年から、昭和60年までに、当時の小中学校の教員から、この訴えの提起があった方が暴行を受けたということにより苦痛を受けたとして、損害賠償を求めているといふものです。

(質) それを、最近提起があったということですか。

(答) そうです。裁判の訴えがあったということです。

(質) 何年前ですか。

(答) 昭和52年頃から60年頃ですので、かなり。

(質) 40年以上、ぐらい前の教員の方。

(答) そうですね。当時の教員から、訴えをなされた方が。

(質) それは生徒さん。

(答) そうです。

(質) なぜ、今になって、

(答) ちょっとそこはわかりませんが。

(質) 生徒と言っていいですか。児童と言って。

(答) 児童生徒。

(答 教職員課長) 小学校の時と中学校の時と両方です。

(質) ただ、こういうのって、20年、時効かなんかがある事案じゃなかったでしたっけ。

(答) そうですね時効っていうか、そういった部分もあろうかと思えますけど。

(質) それは津地裁に起こされた。

(答) そうです。津地方裁判所に起こされています。

(質) 損害賠償の額は幾らですか。

(答) 訴えの相手方が複数になっているようなんですけど、県教育委員会に対しては500万円ということです。

(質) それはいつ訴えを起こしたとかっていうのは。

(答) 令和3年の4月3日です。

(答) 訴状が届いたのは7月ってということなんですけども。我々の方に。

(質) それはどこの人ですか。三重県内の人。

(答) 県内の人です。

(質) 複数というのは、2人とか3人。

(答) いや、訴えを起こされたのは、お1人です。

(質) 県内のお1人。

(答) そうですね。

(質) この訴訟は、直近の何か期日入ってますか裁判の。

(答) はい。あります。9月1日が第一回口頭弁論です。

(質) ちなみに、時間とかわかりますか。

(答 教職員課長) 午前10時30分です。

(質) 当然、県教委としては、棄却を求めていくような形になってくると思うんですけど、和解というよりは。

(答) 内容は今精査中ですので、現時点ではちょっと回答は差し控えさせていただきます。

(質) 県教委だけでしたっけ500万円。他にも、当時の教員に対して賠償を求めているとか、そういうことは。

(答) それはございません。

(質) 県教委だけに損害賠償を求めている。あれ、さっき、被告が多分複数になるというような。

(答 教職員課長) これは県教委以外に。

(質) 個人ではなくて団体ということですか。

(答 教職員課長) そうです。

(質) 市の教育委員会とかそういう。

(答 教職員課長) ちょっと具体的には申し上げられない。

発表項目に関する質疑

○県立学校における夏季休業明けの対応について

(質) さっきの分散登校に関する、ちょっと1点追加で、部活動についてなんですけども。原則中止とする中で、公式大会2週間の期間の例外を設けた理由をちょっと。

(答) 多くは全国大会に繋がるという公式大会が多いわけですけども、その部分を、直前まで練習なしでっていうことであれば、やっぱり生徒そのものの安全とかということも関わりますので、そこについては、参加人数とか実施期日とかいうのを慎重に検討しながら、実施することができるということにさせていただきます。

(質) 給食は原則なしっていいことですか。

(答) 学校給食ですか。特別支援学校について、給食がございます。それで、特別支援学校につきましては1日単位での分散登校を考えてますので、そのときには、給食は食べるっていうことを考えてます。

(質) 県立の高校とかであれば、出てくるとしても午前だけか午後だけになる。

(答) そうですね。

(質) すごい細かいんですけど、午前だけ出てきて、公式試合が近々にあるんで、終わった後に部活動をするとなると午後の時間。

(答) そうですね、そこは何らか学校で本当に感染対策を徹底して、密にならない、それから、マスクをしっかりとるとか、そういうことをして学校内で過ごすということになります。

(質) これ、教育委員会が決定したのは今日ということですか。

(答) そうですね。

(質) 高校って給食出すところあるんですけど。

(答) 定時制が夜間の時に出すところがあります。

(質) 全日制でもありますか。

(答) 全日制では把握してないです。

(質) 定時制の一部で、給食。

(答 保健体育課長) 完全な給食っていうものではないんですが、パン又は米飯、及びおかずであったり、パン及び牛乳等であったりとかいう食事を出している学校はあります。

以上、14時25分終了